



2022年5月20日

各位

会社名 株式会社交換できるくん
代表者名 代表取締役社長 栗原 将
(コード番号：7695 東証グロース)
問合せ先 執行役員コーポレート本部管理部長
田中 顕
(TEL 03-6427-5381)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月20日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月24日開催予定の第24期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開及び事業拡大に備えるため、事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第15条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるとともに、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ② 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ③ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 新たに副社長職を設置して経営体制の一層の強化と充実を図り、当社グループの持続的成長と企業価値のさらなる向上を目指すため、現行定款第22条(代表取締役および役付取締役)の定めを変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～6. (省略)</p> <p>7. <u>住宅設備機器の販売、施工および下取り品の売却</u></p> <p>8. ～15. (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>16. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従い、<u>インターネット</u>を利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～6. (現行どおり)</p> <p>7. <u>住宅設備機器の販売、施工、下取り品の売却、メンテナンス、レンタルおよびリース</u></p> <p>8. ～15. (現行どおり)</p> <p><u>16. 保証事業</u></p> <p><u>17. コールセンターの運営、管理およびこれらの受託</u></p> <p><u>18. 不動産の賃貸借、売買、仲介、管理およびこれらのコンサルティング</u></p> <p><u>19. ファイナンシャルプランナー業務および関連するサービスの提供</u></p> <p><u>20. 家事代行業およびくらし関連サービスに関する事業</u></p> <p>21. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(削除)</p> <p><u>(株主総会参考書類等の電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、必要に応じて<u>専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、必要に応じて<u>取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>附則</p> <p>1 <u>変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第15条(株主総会参考書類等の電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

2022年6月24日(金)

定款変更の効力発生日

2022年6月24日(金)

以上